

工事請負契約における前払金限度額の引上げについて

総務部契約課契約係

令和5年1月

渋谷区では、施工業者の資金調達の一層の円滑化及び施工の確保を図るため、公共工事前払金限度額を引き上げることとしましたのでお知らせします。

記

1 限度額について

(1) 前払金最高限度額の引上げ

現行の1億円から4億円とします。

(2) 中間前払金最高限度額の引上げ

現行の5,000万円から1億円とします。

2 適用時期

令和5年4月1日以降に締結する工事請負契約より適用します。

(適用日前に締結した工事請負契約については、従前どおりとなります。)